

中国『環境保護法』の効果的な一部改正に関する考察

汪

勁[※]

On the Effective Methods to Partly Amend the Environmental Protection Law of P.R.C in China

要 旨

2011年、全国人民代表大会常務委員会は「環境保護法」の改正作業に着手した。しかし、今回の改正の目標は「一部改正」である。本稿では、「環境保護法」の一部改正にあたり直面する改正モデル、明確な原則と運用ガイドラインの確立、環境保護個別法律法規および関係基本法律とのリンク、公衆参加手続きの改善、政府官員の環境保護責任の明確化、環境保護行政の外部制約の克服、環境保護法執行の強化、環境保護基本法制度の改善、低い環境法違法コストの解決および環境司法制度改善など10の分野の課題を提起した。

キーワード

環境保護法、一部改正、有効性

ABSTRACT

Abstract: In 2011, the Standing Committee of National People's Congress has launched the amendment procedure of China's Environmental Protection Law; however, the overall goal of this work has been determined to be "a limited amendment". There are ten major issues for limited amending the Environmental Protection Law: first, the legislative model to be used to amend the law; second, clarification of basic principles and operating guidelines of the law; third, ensure cohesion between the amended Environmental Protection Law, other specific environmental laws, regulations, and other basic domestic laws; fourth, improve public participation; fifth, make clear the government officials' environmental protection responsibilities; sixth, breakthrough external constraints of environmental protection administration; seventh, strengthen environmental law enforcement; eighth, complete basic environmental protection legal systems; ninth, reverse the situation of low-cost-law-violation; and tenth, perfect the environmental judicial system.

Keyword

Environmental Protection Law, Limited-amend, Effectiveness

一、問題の提起

1989年に制定された『環境保護法』に対する修正は、早くも1993年の第八回全国人民代表大会（以下「全人大」）において「全国人民代表大会環境与資源保護委員会」（以下「環資委」）を設置した時に、意欲的に議事日程に取り入れられた。その後の第九、十、十一回全国人民代表大会常務委員会（以下「全人大

常委会」）も法律改正を立法計画に取り入れ、数十回に及び特定テーマに関する調査研究・法律執行の検査を展開した。また、法律専門家・官員を海外へ派遣し、環境分野の立法を視察・調査させ、その育成研修を実施した。全人大常委会は18年後の2011年になってようやく、『環境保護法』の改正を2011年の立法作業として最終的に決定し、環資委も改正草

案の作業を環境保護部に委託した。改正動議の過程からは『環境保護法』の改正は相当難しいということがわかる。

多くの学者・官員・各界の人士には、今回確定した改正の総目標は意外にも「一部改正」である。法律改正の基本的な原則は「目標を限定し、重点を強調する」「体制を安定させ、職責を強化する」「責任を強化し、制度を改善する」ことである。1993年以来何度も環資委及び関連部門の法律改正に関する検討に参加した経験からの私的な理解では、「一部改正」の理由は以下のとおりである。まず、18年来環境汚染と生態破壊は激化するにつれ、改正の要望は日に日に高まったことである。また、改正は環境保護法治の系統的なプロジェクトの一つとして様々な現実的な問題に直面する。理論の不一致もさることながら、体制とメカニズムの問題によって実践も非常に困難であったためである。このような背景の下で、全人大常委会は環境法の改正を決定し、総目標を「一部改正」とした。これは特定の歴史的条件下で、1989年の『環境保護法』の地位と役割を高く評価するとともに、環境基本法としての『環境保護法』と、常に修正しつつ内容を高めていく環境保護個別法律法規との制度上の連携関係を合理的に促進する両立を目指した策略である。

立法者の目の前の現実には、18年間中国の社会主義法律システムが絶えず改善され、環境保護の個別の法律制度が健全化され、環境保護機構の改革が推進され、公衆の環境意識が向上され、環境の司法保障が増強されている。加うるに環境保護の圧力も増大しつつある現実の背景の下で、今回の改正の成功のポイントは「一部改正」という基本的な命題を「効果的な改正」立法行為に転化することだと考える。本稿は「一部」と「効果的」との関係を中国環境保護法律実施の現状と問題に結びつけ、改正に係る十の大きな立法課題及びその対策について論じることを目的とする。

二、『環境保護法』一部改正の十大問題及びその効果的な方法

1. 改正構想とモデルの効果的な調整

『環境保護法』の立法構想及びそれと中国環境法体系の関係の研究に関して、法学界においてずっと法典モデルと「基本法一個別法」モデルの異なった認識が存在している。この二つのモデルの下には、さらに細かく、異なった分化があるため、統一的に認識されることはなかった。これも十数年来、法学界が『環境保護法』の改正に影響を及ぼした主な原因の一つである。

今回の人大常委会が『環境保護法』の一部改正を

決定したのは改正構想の点からモデルの選択問題を回避したためである。しかし、もし改正が適切でなければ、将来環境法体系の構築あるいは法典化の編纂にさらなる問題を起こし、中国の社会主義法のさらなる改善に影響を及ぼすこととなる。したがって、改正構想とモデルとの効果的な調整は一部改正が成功するかどうかの第一の課題である。

改正構想とモデルを効果的に調整するためには、『環境保護法』の現有の枠組み体系の下で、依然としてこの法律を国家環境保護基本法として位置づけなければならないと考える。筆者の考えでは、法学界・政府の関係部門を問わず、『環境保護法』の国家環境保護基本法としての認識、適応性において、この法律に対する「普遍的な尊重の認識」は現実的に存在している。しかし、環境汚染防止個別法の構造と内容は環境保護法と概ね一致しているものの、自然資源とエネルギー、循環経済と清潔生産（クリーナー・プロダクション）領域などの立法は管理モデル・制度体系、法律執行の方式などの面で大きな違いがあるため、同じ目標を持ち、完全な体系を持つ広義の環境法体系の形成は非常に困難である。

したがって、改正は一部にもかかわらず、立法構想・モデルにおいて、現有の自然資源保護、エネルギーの合理的な利用、清潔生産と循環経済などの領域において、同じ目標を持つ法律制度を法律改正のなかで統一しなければならない。同時に、一部改正は将来中国の環境法体系及びその発展モデルの構築と選択にも影響を与えてはならない。

2. 『環境保護法』自体の問題の効果的な解決

20数年前に制定された『環境保護法』自体の問題を分析すると、計画性が強いこと（計画的な商品経済時期に施行されたものであった）、個別の環境・資源保護法律との効力の位置づけが明らかでないこと、すべての方面の環境保護監督管理の構想が明らかになっておらず政府の責任が欠如していること、及び適用する際の、他の国家基本法（例えば、民法、刑法、手続き法及びその関連法律）との適用関係の混乱などの問題が見られる。したがって、『環境保護法』自体の問題を効果的に解決することは一部改正が成功するかどうかの第二の課題である。

『環境保護法』の一部改正が上述の問題をいちいち解決できるとは思えないが、今回の改正によりいくつかのより明確な原則と適用のガイドラインを確立しなければならない。例えば、政府が公権力によって環境保護の監督管理を実施することを明確にし、環境を利用する行為者に対しては積極的に市場の自主、自由意志での調節関係を通して、汚染防止条項と同じレベルで生態環境領域においても開発・保護の目標と方法を確立すること。また、環境保護法律の執

行と連動して改正のメカニズムを確立し、『水污染防治法』のなかで改正・確立された環境保護目標責任制と審査評価制度を参考にすることなどが必要である。

3. 他の環境保護個別法律法規及び国家の関連基本法律との効果的なリンク

改正が成功するかどうかに関わる第三の課題は、改正によって『環境保護法』と、他の環境保護個別法律法規及び国家の関連基本法律との有効なリンクができるかどうかの問題である。

本稿では既に、改正課題のうちの二つの問題を提起した。まず、1989年の『環境保護法』が公布施行されてから、中国は相次いで環境と資源保護、循環経済と清潔生産及び省エネなどの分野で20数部の個別法律と行政法規を公布施行、または改正した。次に、より重要なのは、国家の民事、刑事及び行政行為を規範する基本法律も制定または改正し改善され、環境法治の雰囲気と条件は既に基本的に整った。

中国の環境・資源保護の個別の法律法規は絶えず改善されつつあり、特に国家の民事、刑事、行政の立法が健全になりつつあることは既に環境保護基本法としての『環境保護法』をますます窮地に追い込むこととなった。まず、法律により調整される環境資源要素または法律関係領域から論じると、『環境保護法』の制度建設に比べ、環境と資源保護の個別法律法規のほう幅広く、具体的、実際の適用可能性が高い。次に、環境保護の伝統的な実体法の責任と手続法規則から論じると、国家の民事、刑事、行政立法より、『環境保護法』は単に触れるに止まるか、または効力が弱いため、実施に影響を及ぼし、国家の司法機関の『環境保護法』の規定のなかの司法条項に対する解釈も見当らない。最後に、民事、刑事、行政立法が規定していないために、『環境保護法』によって解決しなければならない法律の空白について、『環境保護法』の本文からも根拠を見つけることができず、空白のままである。したがって、筆者は十数年来ずっと『環境保護法』の存在価値を疑い、的確な改正をしない限り、廃止のほうがよいのではないかと何度も提言してきた。

『環境保護法』の改正は環境資源保護個別法律の効力とその範囲に関係し、同時に一部の国家基本法の環境保護と資源、エネルギー開発利用に関する原則規定及び的確な実体規定あるいは手続規定にも関わることにかんがみ、他の環境保護個別法律及び国家の関連基本法律と有効にリンクするために、法律改正は『環境保護法』とこの二種類の法律法規との適用上の関係、条文の競合及びその適用性などについて特別の規定をしなければならないであろう。これは今後それぞれの法律の具体的な適用において現れ

る可能性がある問題や混乱を来たさないためである。同時に、このことは今後国が環境法体系に対する整理、または環境法典に対する編纂の際に立法の基礎を築くことができると考える。

4. 公衆参加の効果的な改善

環境保護の公衆参加は、一貫して中国の環境保護立法の基本原則の一つである。しかし、現行の『環境保護法』とその他の個別法律法規、『環境影響評価法』及びその関連法律規程も含め、今になってもこの問題がまだ確実に解決されていない。したがって、公衆参加の方法を効果的に改善することは一部改正が成功するかどうかの第四の課題である。

環境保護法は部門法の分類からすると、行政法にも民法にも属していないとよく言われる。環境と資源の多元的価値に限られ、環境法律関係はしばしば公的権利と私的権利両方の性質を持っている。簡単な開発行為の行政許可のようにみられるかもしれないが、法律関係の主体は必ず様々な環境の多元的な価値を本能的に利用する公衆と集団に関わる。たとえ司法機関であっても、環境民事権益紛争を解決する時に公的権利の環境基準で判断することとなる。これも環境権の概念が存在する根本的な原因である。不当な環境と資源の開発利用行為は多くの公衆の環境権益を侵害するからである。

この点からすれば、全人大が提出した中国の特色ある社会主義法体系のモデルを築くことに従いつつ、過去の『環境保護法』の行政管理本位を社会法本位の方向に推進すべきである。

この点に関して、立法者は法学者の意見及び公衆・環境保護団体の要求を聴取しなければならない。彼らこそ真に民意を代表している。政府及びその主管部門が「管理しやすい」だけのために、又は彼らの面倒事を増やさないために、公衆参加の条項を原則化、教条化してはいけない。『環境保護法』は決してただ政府及び関連部門が環境管理をおこなう道具ではなく、すべての公衆と個人が法律によって自らの合法的な権益を保護し、侵害を防止する法源と根拠でもある。

改正の際に公衆参加の方法を効果的に改善する最も簡単な方法は、知る権利、提案権、尊重される権利及び救済権などを含む公衆の環境権益について現行条文を基礎にさらに明確にし、特に権利の行使と救済を図る手続について、実現しやすいように配慮されなければならない。

5. 政府官員の環境保護責任の明確化

環境法体系中の環境保護基本法であれ、環境法典であれ、各国の環境立法は往々にして政府の主要な官員を環境保護責任の最も重要な対象とする。

「党が管理する幹部」原則に制約されるかもしれないが、中国の環境保護立法は政府官員の責任に関する規定に対して回避するようにしているか、あるいは行為モデルだけを規定しており、法律効果を規定していない。そのため、『環境保護法』は基本的な責任追及メカニズムも欠けている。党の組織が制定した幹部の成績評価システムは住民の環境福利を考慮することを目標としていない。中央政府と地方政府は「それぞれ独立した財政体制」を取っているため、地方政府の官員は「企業誘致」や「短期間に効果が出やすい」固定資産の投資プロジェクトに夢中になる一方である。中国の環境質はこの二十数年来ずっと「局部はよくなるが、全体は悪化しつつある」という状況である。最も重要な原因は、地方政府官員が法律に基づき環境保護に責任を取らないせいだと考える。そのため、政府官員の環境保護責任を明確にすることは一部改正が成功するかどうかの第五の課題である。

中国の「第11次五カ年計画」における省エネと排出量削減などの拘束性指標の完成状況、環境保護責任と政府官員の政治的業績の審査はつながっているからこそ、政府官員が保障する環境質の環境保護目標と責任が着実に履行できるようになる。今回の改正は、この経験を総括し、『国家主体功能区企画』の実施に乗じて、政府官員の環境保護責任と政治的業績の審査がつながることを明確にし、環境保護目標責任制と審査評価制度を実行することにより、環境保護目標の完成状況を地方政府及びその責任者の審査評価の主要な内容としなければならない。

6. 環境保護行政の外部制約の効果的な克服

實際上、環境保護行政の主要な外部制約要因は地方党政の主要幹部である。この問題及び解決方法は前述したとおりである。ここでの環境保護行政の外部制約を効果的に克服することとは、他の環境保護に係る政府部門による制約要因を指す。これは一部改正が成功するかどうかの第六の課題である。

『環境保護法』は環境保護の統一管理と個別管理を結合する体制を規定しており、十数個の政府主管部門と環境保護部門の職責は直接に重なっている。30年来環境保護部門は國務院の機構管理部門から國務院の構成部門となったにもかかわらず、各部門職責の部分的な重複のために、環境保護の法律執行・監督体制が順調におこなわれず、「統一管理の場合は制御できなく、個別管理の場合は手が届かない」という現象がしばしば表れ、高消耗、低効率、低産出の結果となっている。

確かに、改正は体制不順が引き起こす矛盾と問題を回避すべきではない。しかし、体制の問題は法律改正により解決できるものではない。改正の過程中、

関連部門が異なる認識のために言い争いが発生するのを防止するために、一部改正をすると同時に、20数年来政府機構改革の成果と國務院の「三定方案」¹⁾が既に確立した環境保護権限職責の関係を改正中に合わせて考え、部門責任の実行に重点をおかなければならない。このようにしてこそ、改正は現状を顧みつつ、且つ将来政府の大部制改革の実行及び環境管理体制の整理に手本を提供することができる。

7. 環境保護監督管理の強化

「環境保護の法執行が難しい」ことは現在中国の環境保護法実施の実状である。筆者は特にこれについて調査した結果、環境保護の法執行が難しいことの主要な根源は環境保護法執行の権限が地方政府の経済成長政策により制限を受けているからだということをつらやまに示した。政府部門の中で環境保護部門だけが環境公益の推進と経済発展とのバランスをとる役割を果たしている。これはまさしく地方政府官員の短期的な、発展に関する政治的業績と不一致である。したがって、過去の環境立法中政府はよく立法機関に圧力をかけ、「中国の実情と合わない」ことを理由として、できるだけ法律法規の中に環境保護部門により多くの強制力がある執行権を与えないようにさせた。それによって、環境保護部門は責任を持ちながら、権限がなく、環境保護法執行の有効性を低下させることとなった。

ここ五年間、環境保護機構改革の深化、司法保障作用の強化及び個別環境保護法の改正と同時に環境保護法執行の権限の強化とともに、各級の政府は環境保護法執行の権力と機能の強化において様々な突破を実現した。したがって今回の改正で分散した各個別法律法規及び國務院機構改革方案などの文書に、環境保護監督管理を強化する内容を盛りこめるかどうかは一部改正が成功するかどうかの第七の課題である。

内容からすると、以下の方面の条文は改正の中で強化すべきである。第一に、中央と地方環境保護部門が分別管轄の監督管理体制を確立すること。例えば地域にまたがる汚染連携防止体制を確立し、区域的な国家環境監督機構を設立し、国家環境保護部門を代表して法律の執行権と生態破壊の賠償請求権を行使する。第二に、制定中の『行政強制法』の内容と一致させ、環境保護部門に一定の法執行の分野内の強制執行権を与え、執行処罰手段（例えば日単位の連続の処罰制）の導入により、環境保護の行政命令によって禁止ができるようにする。第三に、人大法律執行の検査制度と環境保護法執行の報告制度を導入し、立法監督の面から環境保護法執行の有効性を保障する。

8. 環境保護基本法制度の効果的な改善

今回の「環境保護法」を一部改正することの本来の目的は、環境影響評価、排污費の徴収、期限内改善、公衆の環境権益、環境基準、環境監測、行政区域をまたがる汚染防止の調整、政府の環境質責任などを含めた環境保護に関する基本的な制度を改善することである。元々「環境保護法」に由来するこれらの制度はその後の立法と執行の中で、それぞれの手続き、方法、内容及び効力なども重大な変化が発生し、かつ依然として変化しつつあるからである。

筆者が国家立法に参画した経験に基づけば、環境保護基本法の中で汚染防止の個別法律法規が既に規定した具体的な条項を重ねて言明することは難しいと考える。法律の適用性からみても無用なため、環境保護の基本的な法制度を効果的に改善することは一部改正が成功するかどうかの第八の課題である。

ならば、法律改正はどのようにこれらの基本的な法制度を重ねて言明する切り口を探し、その有効性と成功を保つべきか。

まず、法改正の時に「既にあるものを強化し、最先端を開拓する」ということをすべきである。すなわち、既に改革改善された制度内容の概括性、関連性を重ねて言明し、同時に制度のさらなる改善あるいは創造性に立法の空間を留保すべきである。次に、改正の時「制度の本質が同じであるが、権力義務関係が違う」という問題に重点的に注意し、解決すべきである。すなわち、改正の時、それぞれの時期の異なった環境要素に対して制定または改正された個別法律法規の中の同じ制度に対する異なった内容を統一し、明らかにすることである。最後に、改正の時に「行為モデルを軽視し、法律の効果を重視する」ようにしなければならない。すなわち、制度が明確にされる前提で、制度の効果的な執行を適切に保障する措置に重点を置くべきである。

例えば、環境影響評価制度についての「補正処理」の条件と「三同時」の監督管理の確立及び政府のプロジェクト審査許可に関する部門の手続違反の責任に注意しなければならない。排污費徴収制度については将来の中国の税费改革措置とリンクさせなければならない。期限内改善制度については制度の行政強制属性を強調し、命令があれば必ず実行し、禁じられたことは必ず停止することを確保する。公衆環境権益規定についてはさらに権利の行使と救済保障に留意すべきである。環境基準制度については編成基準の民主性を強調し、内容を適時に改正・補充する。環境監測制度については現有の国家環境監視測定ネットワークと体制の下で各部門の協力分担や市場化を考慮し、環境情報機関の権力とその効力を明確かつ統一的に公布する。行政区域をまたがる汚染防止の調整は相隣行政区域の連携による防止と利益分

配メカニズムを確立し、政府の環境質責任制度については政府官員の任期の環境質目標と要求に留意しなければならない。

特に指摘しておかなければならないのは、今回の改正は環境保護法関係制度の改善について、執行主体の法律適用上の有効性だけではなく、情報公開と公衆参加メカニズムの導入にも配慮しなければならないということである。環境立法のすべての制度の実施は必ず公衆環境権益の諸方面に関わり、環境保護行政法律関係の構成は決して環境保護部門とその相手方だけの単純な関係ではないからである。

9. 「法律違反のほうがコストが低い」問題の効果的な解決

現在、企業が違法によって利益を得る行為は以下のとおり顕在化している。第一に、プロジェクトの環境影響評価の段階で、建設事業者は環境影響評価の手続を無視、あるいは環境影響評価の承認を待たず、先に建設して、環境保護部門が指摘したあと「補正手続を実施する」。このことは建設の時間を繰り上げるだけではなく、環境保護部門の事後認可を強要することが可能になる。第二に、「三同時」の段階で、環境保護監督管理が厳格でないことを利用し、環境保護施設の建設と運営義務をわざと逃避し、または完成検査の際に環境保護部門を騙して許可を得、環境保護投入を減少する。第三に、排污の申告又は登録、現場検査などの段階で、隠し、ごまかし、またはデータを偽造して環境保護部門の信頼を獲得し、排污費や超過排污費を一部または全部免れ、違法処罰を逃避する目的を遂げる。第四に、無断で隠しパイプラインを設置、環境保護部門の法律による期限内改正や改善の命令を執行せず、違法な収益を獲得しつづけることである。

違法企業は事後に様々な口実で責任を逃れるばかりでなく、わざと法律の手抜きかりを利用し、または法律制度を故意に無視することも少なくない。したがって、「法律違反のほうがコストが低い」という問題を効果的に解決することは一部改正が成功するかどうかの第九の課題である。

実際、この問題を解決する立法方法は非常に簡単である。環境保護法制度の効果面の改善に当たって規定を行為モデルの要求に整合させることで、制度の規範性と実効性がないなど、手抜きかりのある処罰条項を補足することができる。また改正を通して、環境保護違法行為責任を追及する統一的かつ共通の条項を確立しなければならない。この点について、現在各国と地区において通用している日罰制は行為モデルと行政命令を徹底的に遵守させる執行処罰措置として、今回の改正で「法律違反のほうがコストが低い」という問題を有効に解決する手段と方法として重点的に考慮されなければならない。

10. 環境保護司法手段の効果的な運用

30 年来の中国の環境保護立法をみると、政府の環境保護行政機能の指導思想を強調することは、司法手段を重視しそれを運用して環境を保護する理念よりはるかに位置付けが高い。したがって、環境保護行政が司法審査の問題に直面する時、汚染被害者が司法救済のニーズがある時、または深刻的な汚染行為に刑罰制裁を与えなければならないと思われる時に、環境保護立法が与える司法条項はしばしば多く欠けている。したがって、法律責任の章においてできるだけ多くの法律効果規定を設けることなどにより改善し、今後より多くの司法手段を運用して環境を保護することができるかどうかは、当然の如く一部改正が成功するかどうかの第十の課題である。

環境保護部に改正を委託する文書の中で、環資委は特に「中国の特色ある社会主義法体系の新起点の形成上」で法改正を展開するようにと提言した。この「法体系の新起点」は、全人大が中国の現行部門法体系類別を新しく分類することを指す。この区分は既に中国の環境保護法体系を社会法体系の範囲に収めたということである。したがって、この点は改正に参画する官員、学者及びその他の立法者が留意しなければならないことである。

本稿で何度も指摘したように、環境保護に関する法律行為が様々な性質の異なる法律関係に係ることにかんがみ、環境政策の主張する「環境保護は政府に頼る」という思想を単純に踏襲することにより、環境保護法を国家の行政管理類立法に位置づけてはならない。この点について、過去環境保護部門が主導した環境保護法はすべて立法の指導思想において偏ったものであった。

前述のように、環境法関係は管理者と管理される主体間の行政管理関係以外に、環境汚染・破壊者と被害者間の民事関係の面もより多くあり、環境行政規制などの方法では解決できないものである。したがって、環境と資源保護の基本法として、『環境保護法』が確立する基本的な法制度とその体系は濃厚な社会法属性を示すべきである。すなわち現行の環境保護行政管理措置を改革すると同時に、行政管理以外に、立法本位上義務よりも権利を強調し、公民の合法的な環境権益を以て環境の開発・利用行為に対抗する条項を増加すべきである。

ここ数年、環境保護法廷と環境保護審判廷の設立は行政と専門裁判の補充・強化の目的を初步的に実現した。最高人民法院は汚染被害者の提訴と、環境保護部門が国家を代表して賠償請求の訴訟を支持する意見を公布した。したがって、改正はまた訴訟法と民法以外に特別法規範を確立しなければならない。例えば環境保護部門とその他の環境保護監督管理部門が国家を代表して汚染による生態破壊の賠償を請

求する訴訟や公民・環境保護団体又は検査機関が原告となる環境公益訴訟を提起することを規定しなければならない。

三、結論

要するに、今回の改正の総体的な考え方は一部改正にもかかわらず、改正の目標を中国の特色ある社会主義法体系の新たな起点の形成に置き、環境法律法規の執行により解決する必要がある法律執行課題に依じて、環境保護法律法規実施の有効性を高めなければならない。改正の意義はこの背景の下で、環境保護法律制度体系の改善により、国家環境保護法治信念と発展の道筋を明らかに示し、発信することだと理解すべきである。『環境保護法』を環境保護及びその関連領域においての基本法の位置に置き、現在環境保護部門が既に実施している、または実践の中で有効であることが証明された方法、及び各部門が環境と資源保護について既に一致した意見を規範化・制度化する。この基礎の上に現状を開閉し、統一して環境と資源保護の領域に適用すれば、『環境保護法』の一部改正は円満な成功を収めることができるであろう。

翻訳：寇 鑫

監訳：北川秀樹

参考文献

- [1] 汪勁「対構築我国環境法律体系枠架若干問題的思考」『環境保護』1995 (2)。
- [2] 汪勁「論環境立法的価値」『環境保護』2001 (8)。
- [3] 汪勁「論我国『環境保護法』的現状和修改定位」『環境保護』2003 (6)。
- [4] 汪勁「從環境基本法的立法特征論我国『環境保護法』的修改定位」『中外法学』2004 (4)。
- [5] 汪勁「環保法治 30 年：中国的成就与問題」『環境保護』2008 (21)。
- [6] 汪勁「序二：環境法的法典化：謎思与解謎。載於彭峰，法典化的謎思：法國環境法之考察」上海：上海社会科学出版社，2010。
- [7] 汪勁『環境法治的中国路径：反思与探求』，北京：中国環境科学出版社，2011。
- [8] 汪勁等『環保法治 30 年：我們成功了嗎——中国環保法治藍皮書（1979-2010）』北京：北京大学出版社，2011。

注

*汪勁、北京大学法学院教授。研究分野：環境法、原子力政策及び法律。

1) 「訳注」：「三定方案（國務院部門三定規定）」は國務院部門の主要職責、内部設置機構、人員編制規定の略称。

法律効力を持つ規範性文書であり、国務院部門が機能を履行する重要な根拠である。

(「中央編弁負責人就国務院部門三定工作答人民日報、

新華社記者問」による。http://www.scopsr.gov.cn/gwysd/wj/201002/t20100202_12109.htm 2012年1月6日アクセス。)